

○厚生労働省告示第二百二十八号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

第三第三号を次のように改める。

三 削除

第三第十四号を次のように改める。

十四 削除

第三第十八号を次のように改める。

十八 削除

第三第二十五号を次のように改める。

二十五 削除

第三に次の二号を加える。

四十一 アルテプラ―ゼ静脈内投与による血栓溶解療法 急性脳梗塞（当該疾病の症状の発症時刻

厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件

が明らかでない場合に限る。）

四十二 S | 1内服投与、オキサリプラチン静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投与の併用療法
腹膜播種を伴う初発の胃がん